

新たな沖縄振興のための制度提言



令和3年4月
沖 縄 県

新たな沖縄振興のための制度提言

昭和47年5月の本土復帰以降、3次にわたる沖縄振興開発計画では社会資本整備を中心とする格差是正を、その後の沖縄振興計画及び沖縄21世紀ビジョン基本計画では民間主導の自立型経済の構築を基本方向の一つとして施策の展開が図られ、沖縄振興特別措置法等の規定に基づく高率補助制度、沖縄振興交付金制度、沖縄関係税制及び政策金融等の特別措置が活用されてきた。

本県が令和2年3月にとりまとめた「沖縄21世紀ビジョン基本計画等総点検報告書」では、これまでの沖縄振興策の展開によって多くの成果があがっていることが示された。その一方で、県民所得の向上等は未だ十分ではなく、自立型経済の構築はなお道半ばにあるとともに、離島の条件不利性、米軍基地問題等の沖縄の特殊事情から派生する固有課題や子どもの貧困の問題、雇用の質の改善等の重要性を増した課題、新たに生じた課題等も明らかとなった。

この総点検の結果や新沖縄発展戦略、沖縄らしいSDGsを踏まえ、昨年11月に拡充又は創設が必要な157制度(再掲を除くと118制度)を「新たな沖縄振興のための制度提言(中間報告)」として取りまとめ、県民、市町村及び関係団体に対し意見募集を行った。また、同中間報告については、令和3年1月に県議会の新沖縄振興・公共交通ネットワーク特別委員会において審査がなされ、多くの意見をいただいた。

これらの県内各界各層からいただいた幅広い意見を踏まえるとともに、県が令和3年1月28日に公表した「新たな振興計画(骨子案)」に沿って検討を進めた結果、新たな沖縄振興のため拡充又は創設が必要な65制度と継続が必要な24制度を取りまとめたところである。

国においては、これら県内の各界各層の意向を踏まえ、沖縄振興特別措置法等の令和4年度以降の継続と、同法の改正に当たり新たな沖縄振興策の推進に必要な制度が、この提言に沿って盛り込まれるよう、強く求める。

令和3年4月

沖縄県知事 玉城 デニー

目次

I 総論	1
II 制度提言 【65件】	
【すべての将来像に関連】	
1 沖縄振興交付金制度	10
2 民間活力を活用したSDGsによる課題の解消推進制度	14
【将来像1 沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島を目指して】	
3 島しょ地域の特性を踏まえた持続可能な資源循環構築制度	17
4 島しょ型エネルギー社会基盤形成制度	21
5 自然環境の保全再生支援・促進制度	30
6 赤土等流出防止対策制度	33
7 沖縄文化の保存・継承・活用支援制度	36
8 「空手の聖地・沖縄」の形成に向けた支援	40
9 首里城復興推進制度	42
10 沖縄らしい景観形成支援制度	45
【将来像2 心豊かで、安全・安心に暮らせる島を目指して】	
11 沖縄の子どもの未来を創造する総合支援制度	50
12 黄金っ子（くがにっこ）応援特別制度	53
13 県民の健康づくりを推進する道路環境の整備	56
14 医療提供体制確保支援制度	58
15 薬剤師確保対策制度	63
16 新興・再興感染症等発生時における社会経済活動維持のための社会的 検査体制の推進	65
17 沖縄県の国民健康保険事業に対する財政支援制度	67
18 都市公園の整備促進	69
19 情報通信基盤強靱化関連制度	73
20 離島住民等交通コスト負担軽減制度	77
21 水道広域化促進支援制度	79
22 離島等における福祉サービス提供体制の確保支援制度	82
23 離島航路・航空路の維持確保支援制度	85
24 離島活性化推進制度	88
25 社会基盤等の防災対策の推進	91
26 社会基盤等の長寿命化対策	97
27 米軍活動に起因する環境問題への対応	101
28 残された戦後処理問題の解決の推進	105
【将来像3 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して】	
29 産業基盤の高度化・効率化による「稼ぐ力」の向上支援制度	112
30 生産性向上促進制度	116
31 観光受入体制強化支援制度	119
32 質の高い観光地形成のための支援制度	123

33 「スポーツアイランド沖縄」の形成に向けた支援制度	130
34 沖縄路線航空機に係る航空機燃料税、着陸料及び航行援助施設 利用料の軽減措置	133
35 情報通信産業振興地域・特別地区	136
36 国際物流ネットワーク強化支援制度	140
37 国際物流拠点産業集積地域制度	143
38 沖縄イノベーション特別地区	148
39 科学技術振興制度	154
40 健康・医療・バイオ産業拠点形成の促進	156
41 経済金融活性化特別地区	159
42 島しょ県における産業動物獣医療提供体制整備	163
43 特殊病害虫対策制度	165
44 農林水産物条件不利性解消制度	167
45 沖縄製糖業の経営基盤強化・高度化推進制度	170
46 農林水産業の担い手の育成・確保と収益力の強化支援制度	173
47 漁港の衛生管理体制の強化	177
48 農山漁村地域振興制度	179
49 ものづくり産業振興制度	182
50 亜熱帯地域における建設技術の研究開発の促進	186
51 外国人材の活躍促進と受入環境の整備	189
52 特定求職者雇用開発助成金における「沖縄若年者正規雇用促進コース (仮称)」の創設	192
53 港湾の拠点機能及びネットワークの強化拡充支援制度	195
54 沖縄鉄軌道の整備	199
55 シームレスな陸上交通体系の整備支援制度	201
【将来像 4 世界に開かれた交流と共生の島を目指して】	
56 グローバルグリーンアイランドサミット（GGIS）推進制度	207
<u>57 離島の旅館業に係る特例措置の拡充</u>	209
【将来像 5 多様な能力を発揮し、未来を拓く島を目指して】	
58 学校教育の充実及び安全・安心な学校づくりのための総合支援制度	211
59 デジタルトランスフォーメーション（DX）による新たな学習環境構築に係る 支援制度	215
60 国際性に富む人材育成（留学）制度	217
61 離島の教育環境向上支援制度	219
【固有課題】	
62 跡地利用推進法の延長及び改正	221
63 沖縄振興開発金融公庫の存続	224
【復帰特別措置】	
64 沖縄県産酒類に対する酒税の軽減措置	227
<u>65 揮発油税及び地方揮発油税の軽減措置</u>	229

Ⅲ 制度提言（継続分） 【24件】

1 海外における宣伝等の措置	231
2 国際会議等の誘致を促進するための措置	231
3 環境保全型自然体験活動	232
4 農林水産業の振興	232
5 沖縄振興開発金融公庫の行う新事業創出促進業務	233
6 沖縄失業者求職手帳制度	233
7 地域雇用開発促進法の特例	234
8 人材の育成等	235
9 地域文化の振興	236
10 子育ての支援等（青少年であって障害を有するもの、その他困難を有するもの の支援）	236
11 国際協力及び国際交流の推進	237
<u>12 地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置</u> (畜産業、水産業若しくは薪炭製造業)	237
13 国の負担又は補助の割合の特例等	238
14 沖縄の道路に係る特例	238
15 沖縄の河川に係る特例	239
16 沖縄の港湾に係る特例	239
17 国有財産の譲与等	240
18 地方債についての配慮	240
19 沖縄振興審議会の設置	241
20 土地の利用についての配慮	241
21 沖縄振興開発金融公庫の特別勘定等による区分経理	242
22 港湾施設用地の取得に係る国の無利子貸付	242
23 地方税の課税免除又は不均一課税に伴う地方交付税による減収補填の経過 措置	243
24 河川の国直轄代行に係る経過措置	243
参考資料	245

I 総論

I 総論

1 新たな制度の提言に向けたこれまでの取組

沖縄振興計画に基づく事業を推進するため高率補助制度、沖縄振興交付金制度、沖縄関係税制及び政策金融等の特別措置が講じられているが、その根拠となる沖縄振興特別措置法は、令和4年3月末に期限を迎える。

沖縄県では、市町村や関係団体へ新たな沖縄振興のあり方等に関するアンケートを実施し幅広い意見を収集するとともに、圏域ごとに市町村長との意見交換会を2回開催し意見を交わしてきた。さらに、沖縄21世紀ビジョン基本計画等に係る総点検の結果や新沖縄発展戦略、沖縄らしいSDGsを踏まえた検討を進め、拡充又は創設が必要な157制度(再掲を除くと118制度)を取りまとめ、令和2年11月10日に「新たな沖縄振興に向けた制度提言(中間報告)」を公表したところである。

その後、同中間報告について県民、市町村、関係団体から幅広く意見を募集するとともに、圏域ごとに市町村長と意見交換を実施したところである。また、令和3年1月に県議会新沖縄振興・公共交通ネットワーク特別委員会が開催され、同中間報告について審議がなされた。このほか、同月に開催された知事と県内全市町村長で構成する沖縄振興会議では、令和4年度以降の沖縄振興特別推進交付金の継続と沖縄振興予算の拡充について県と市町村が一体となって国等へ要請することが確認された。

また、令和3年1月に県が公表した「新たな振興計画(骨子案)」では、沖縄21世紀ビジョン基本計画の柱である「自立型経済」と「優しい社会」の2つの基軸に、沖縄らしいSDGsを取り入れ、従来の「社会」と「経済」に、新たに「環境」を加えた3つの枠組みを設定したうえで、33の基本施策と111の施策展開が示されている。

今回の制度提言では、同骨子案の施策展開に掲げる388の施策の展開を推進するため、拡充又は創設が必要な65制度と継続が必要な24制度について提案している。

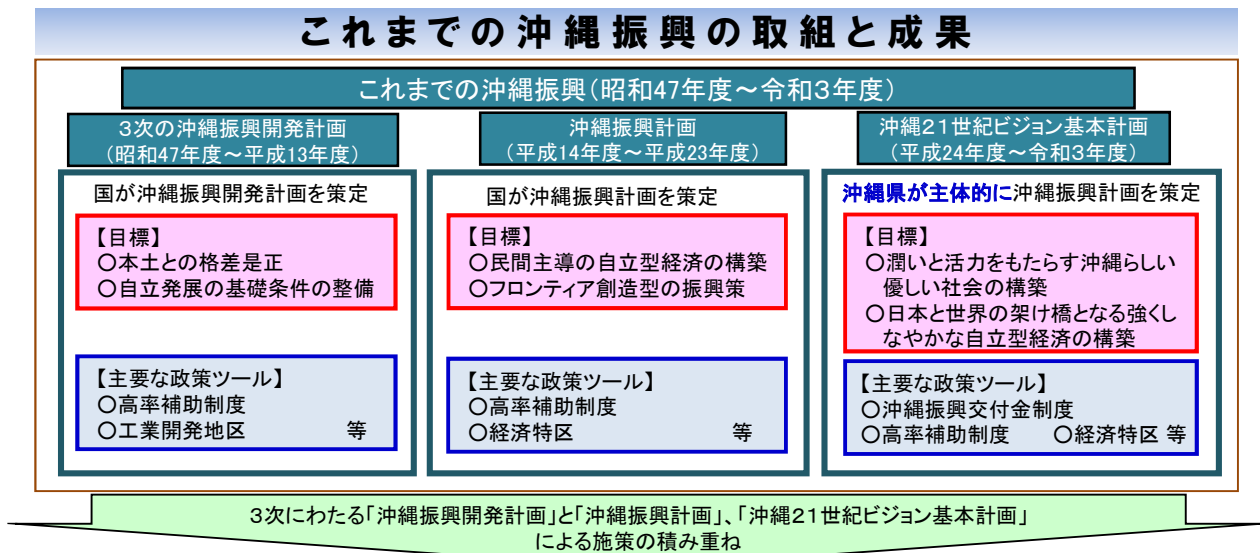
(沖縄21世紀ビジョン基本計画等総点検)

沖縄県では、令和4年度以降の本県の振興のあり方を検討するため、平成30年度から全庁体制で、沖縄21世紀ビジョン基本計画等に係る総点検作業を実施し、令和2年3月に「沖縄21世紀ビジョン基本計画等総点検報告書」を取りまとめた。

同報告書では、これまでの沖縄振興策の展開によって、社会基盤等の整備が進むとともに、平成29年度の名目県内総生産は約4.4兆円と復帰時の約9.6倍の規模となるなど多くの成果をあげていることが示された。

その一方で、県民所得の向上等は未だ十分ではなく、自立型経済の構築はなお道半ばにあるとともに、離島の条件不利性、米軍基地問題などの沖縄の特殊事情から派生する固有課題や、子どもの貧困の問題、雇用の質の改善などの重要性を増した課題、新たに生じた課題が示されている。

これまでの沖縄振興の取組と成果



本土との格差の縮小、県民満足度の向上など、多方面において大きな成果

人口 S47:960千人→R元:1,454千人 (+494千人、1.51倍)	名目GDP S47:4,592億円 → H29:44,140億円(+39,548億円 9.6倍)
就業者数 S47:359千人→R元:726千人 (+367千人、2.02倍)	情報通信産業 立地数 H10: 8社 → H30: 470社 (+462社 58.8倍) 雇用者数 H10:1,007人 → H30:29,403人(+28,396人 29.2倍)
経済の基地依存度 S47:15.5% → H29:6.6%(約2/5、▲8.9ポイント)	社会資本整備 道路実延長 S47:4,392km → H28:8,084km (1.84倍) 水道水供給量(最大) S47:309千㎡ → H29:573千㎡ (1.85倍) 公営住宅(県・市町村計) S47:3,656戸 → H29:37,769戸 (10.3倍)
入域観光客数 S47:44万人 → R元:1,016万人 (+972万人、23.1倍)	
観光収入 S47:324億円 → H30:7,257億円 (+6,933億円 22.4倍)	

総点検の結果、示された主な課題

< 自立型経済の構築は、なお道半ば > <ul style="list-style-type: none"> 一人当たり県民所得は全国の7割程度(H29) 沖縄:2,349千円 全国:3,164千円(74.2%) 全国一低い正規雇用の割合(H29) 沖縄:56.9% 全国:61.8%(▲4.9%) ※更に低い若年者(15歳～34歳)の正規雇用率:55.6% 低い大学への進学率と、高い高校中退率(H30.3) 大学等進学率:沖縄39.7% 全国54.7%(▲15ポイント) 高校中退率:沖縄 2.0% 全国 1.3%(全国の1.5倍) 過重な米軍基地負担(米軍専用施設等の7割が集中) 米軍専用施設の返還割合 沖縄:35% 本土:60% 返還が予定される広大な駐留軍用地の再開発 嘉手納より南の返還予定の駐留軍用地:974ha 離島における定住条件の整備、地域産業の振興 等 	< 重要性を増した課題 > <ul style="list-style-type: none"> 子どもの貧困問題、児童虐待、女性の活躍推進 所得の県外流出、企業の労働生産性の低さ 環境対策(海岸漂着物、エネルギー等) 基地から派生する諸問題(環境汚染等) 社会基盤施設の老朽化 災害避難所の整備 等
	< 新たに生じた課題 > <ul style="list-style-type: none"> 首里城の復元・復興 離島・過疎地域における「関係人口」の拡大 society5.0に向けた社会基盤の整備 企業・事業者の人材不足、事業承継 農林漁業者の所得向上、スマート農業への対応 人材育成のための地域連携プラットフォーム構築 等

(新沖縄発展戦略)

沖縄は成長が期待されるアジアに近く、出生率も高い等の優位性と潜在力を有しており、これらの沖縄の有するポテンシャルを存分に発揮し、日本経済成長の牽引役としての役割を果たしていくことが求められている。また、新型コロナウイルス感染症の流行拡大に伴い甚大な影響を受けた県経済の回復に向けて、中長期的な施策も必要となっている。

このため、令和2年3月に新沖縄発展戦略有識者チームから知事へ、中長期的な期間に耐える優先度の高い政策事項である「新沖縄発展戦略：新たな振興計画に向けた提言」が提言された。

新沖縄発展戦略：新たな振興計画の検討に向けた申し送り事項

I. アジアのダイナミズムを取り込む臨空・臨港都市の形成と県土構造の再編

- 1 世界水準の拠点空港化
- 2 港湾機能の強化
- 3 シームレスな陸上交通系の整備(交通渋滞対策)
- 4 鉄軌道の導入
- 5 駐留軍用地の跡地利用
- 6 東海岸サンライズベルトの発展戦略

II. 日本経済再生のフロントランナー

- 1 フロンティアの形成と海外展開の加速
- 2 新技術・イノベーションへの対応
- 3 ビジネスの実験場、規制緩和
- 4 スタートアップ企業の促進
- 5 人手不足への対応(労働力の確保)
- 6 人口減少対策

III. ソフトパワーを生かした持続可能な発展

- 1 観光産業の多様化と高付加価値化
- 2 国際的なクルーズ拠点の形成
- 3 海洋政策、ブルーエコノミー
- 4 自然環境・生物多様性の国際拠点形成
- 5 世界に誇れる環境モデル地域の形成
- 6 首里城の復元・復興

IV. 誰一人取り残すことのない社会の構築と未来を拓く人材育成

- 1 離島・過疎地の振興
- 2 子どもの貧困対策
- 3 人材育成の促進

(沖縄らしいSDGs)

本県では、令和元年度に有識者で構成する「SDGsに関する万国津梁会議」を設置し、沖縄らしいSDGsをテーマに検討を進めるとともに、同年11月に知事を本部長とする沖縄県SDGs推進本部を設置し、全県的なSDGs推進のための基本的な方向性等を「沖縄県SDGs推進方針」として定めた。同方針では、様々なステークホルダーとのパートナーシップのもとSDGsの普及啓発に取り組むとしている。

令和2年12月に同会議から知事への最終報告として「沖縄らしいSDGs実施指針(案)」が取りまとめられた。同指針(案)において、「沖縄21世紀ビジョン」で示した5つの将来像は、SDGsと同じバックキャストिंगの発想に基づいて設定されているとされ、その発想の下で進められてきたこれまでの取組はSDGsの達成にも寄与しており、

その延長線上にSDGsを取り入れることによって、県民が目指す将来像の実現に、より確実に近づくと考えられるとされたところである。また、本県におけるSDGs推進の基本理念に「平和を求めて時代を切り拓き、世界と交流し、ともに支え合い誰一人取り残さない、持続可能な『美ら島』おきなわの実現」を掲げ、その達成に向けた取組の柱に12の優先課題を設定している。この優先課題は、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」(以下、「2030アジェンダ」という。)における「5つのP」に沿って、下表のとおり分類を行い、まとめている。

沖縄におけるSDGs推進の基本理念の達成に向けた 取組の柱として設定された「優先課題」

《People 人間》 P1

- ① 性の多様性(LGBT等)、障がいの有無、国籍など、互いの違いを認め合い、一人ひとりが大切にされ、あらゆる場所で活躍できる社会の実現(多様性の尊重、個人の尊厳)
- ② 医療・福祉の充実、健康長寿と生きがい、子どもを貧困から守る子育てしやすい暮らし
- ③ 地域への誇り(しまくとぅばの普及・推進等)と夢・目標をもてる学びの確保、教育の充実

《Prosperity 繁栄》 P2

- ④ 基幹産業として持続可能で責任ある観光(サステナブル/レスポンシブルツーリズム)の推進、観光との連携・相乗効果等も活用した産業振興(農林水産業におけるブランド化等)、県経済の基盤となる安定的な雇用
- ⑤ 日本とアジア・太平洋の架け橋となる物流・情報・金融の拠点
- ⑥ 気候変動に適應する強靱なインフラと交通網の整備

《Planet 地球》 P3

- ⑦ 多様な生物・生態系や自然遺産を含む自然に囲まれた環境の保全、エコアイランドの実現、自然と調和したライフスタイル

《Peace 平和》 P4

- ⑧ 基地から派生する諸問題の解決の促進、平和を希求する沖縄として世界平和への貢献・発信
- ⑨ 共助・共創型の安全・安心な社会の実現

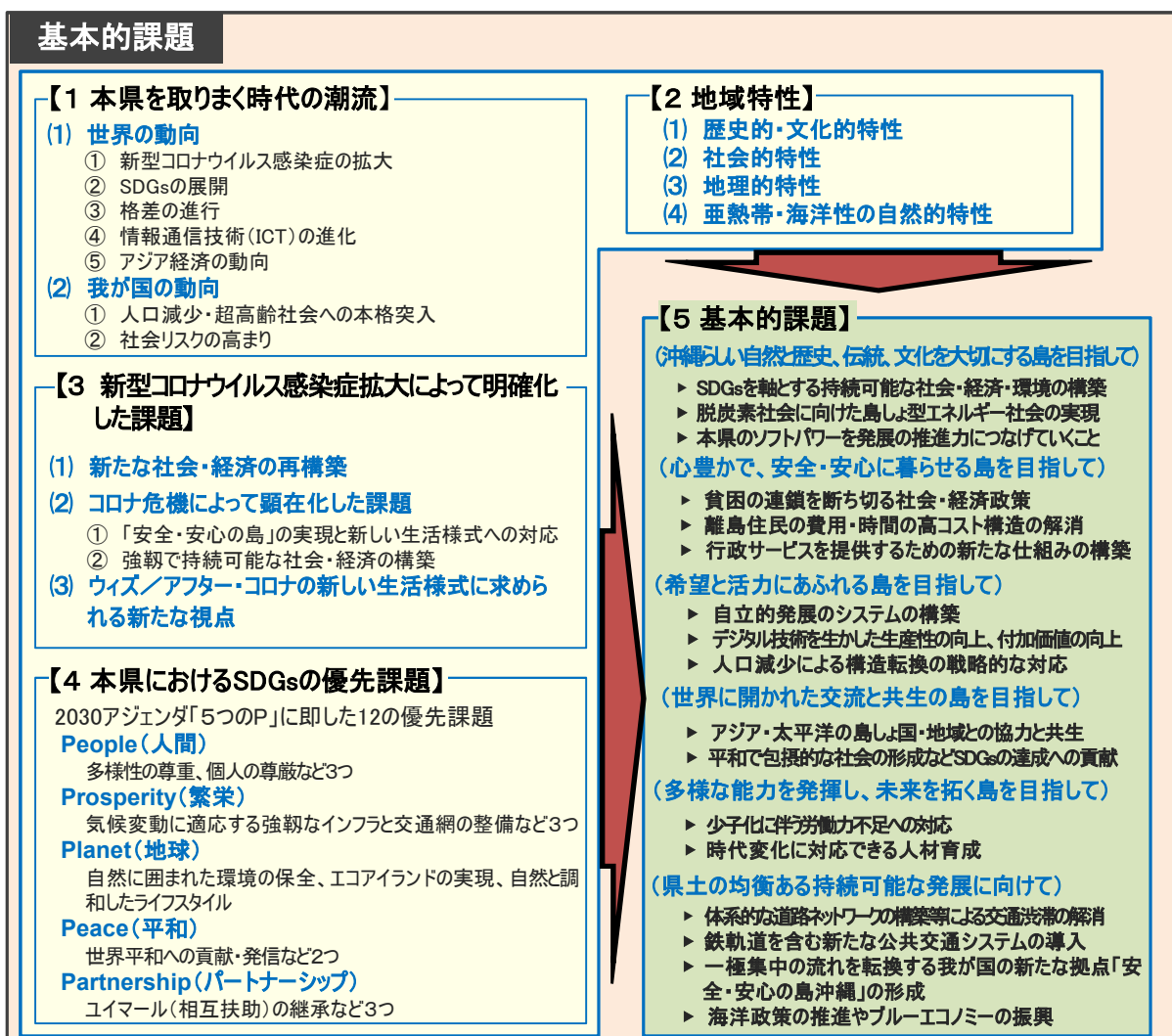
《Partnership パートナーシップ》 P5

- ⑩ ユイマール(相互扶助)の継承、人の和・地域の和
- ⑪ 地域・世代・分野・文化等を超えた多様な交流と連携
- ⑫ 世界の島しょ地域における技術・経験の共有と国際貢献・グローバル・パートナーシップ

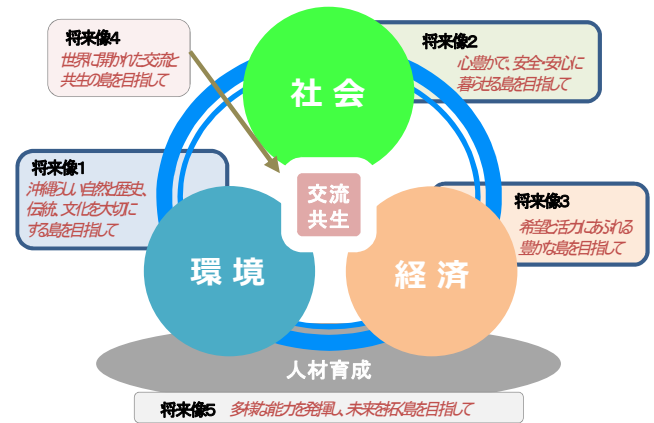
2 令和4年度以降の新たな沖縄振興について

県は、令和3年1月に公表した「新たな振興計画(骨子案)」において、新たな振興計画を策定する意義に、「海洋島しょ圏 沖縄の振興」と「我が国の発展への貢献」を掲げ、計画目標を「沖縄21世紀ビジョン」で掲げた5つの将来像の実現及び固有課題の解決を図り、本県の自立的発展と住民が豊かさを実感できる社会の実現」としている。この目標の実現にあたっては、SDGsを取り入れ、「持続可能な沖縄の発展」と「誰一人取り残さない社会」を目指すとともに、ウイズ／アフター・コロナの新しい生活様式に適合する「安全・安心の島沖縄」を形成し、県民全ての幸福感を高め、我が国の持続可能な発展に寄与することを目指すとしている。

また、世界や我が国の動向など本県を取り巻く昨今の時代の潮流や、他の都道府県にはない本県の地域特性、昨年から続く新型コロナウイルス感染症の拡大によって明確化した課題、沖縄らしいSDGsの理念等を踏まえ、「沖縄21世紀ビジョン」の将来像に即して基本的課題を整理している。



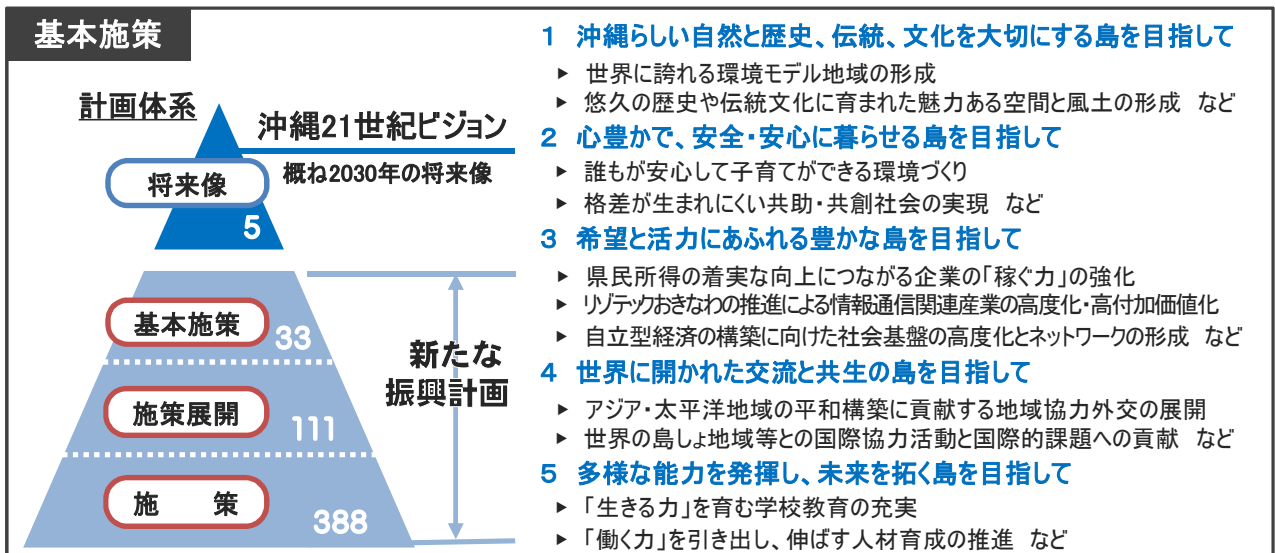
SDGsを掲げた2030アジェンダでは社会、経済及び環境の三つの側面を不可分のものとして調和させる統合的な取組を目指している。新たな振興計画(骨子案)では、「沖縄21世紀ビジョン」に掲げる5つの将来像と連動させた、社会・経済・環境の3つの枠組みを設定しており、この3つの枠組みを一体不可分のものとして、統合的な施策の展開を進めるため、これまでの沖縄振興において通底する基軸的な基本方向であった「強くしなやかな自立型経済の構築」と「優しい社会の構築」に、「持続可能な海洋島しょ圏の形成」を加え、施策展開の三つの基本方向が示されている。



- ### 施策展開の三つの基本方向
- (1) 平和で生き生きと暮らせる「誰一人取り残すことのない優しい社会」の実現
 - (2) 世界とつながり、時代を切り拓く「強くしなやかな自立型経済」の構築
 - (3) 人々を惹きつけ、ソフトパワーを具現化する「持続可能な海洋島しょ圏」の形成

さらに、この基本方向を踏まえ、「沖縄21世紀ビジョン」で示された県民が描いた5つの将来像の体系に沿って、33の基本施策と111の施策展開、388の施策が整理されるとともに、沖縄が持つ特殊な諸事情から派生し国の責務として適切な措置が講じられる必要があるもの等については、「克服すべき沖縄の固有課題」と整理している。

これらの施策の推進及び課題の克服にあたっては、今般提言する各制度の実現が必要である。



- ### 克服すべき沖縄の固有課題
- 1 基地負担の軽減
 - 2 駐留軍用地跡地の有効利用による県土構造の再編
 - 3 離島の条件不利性克服と持続可能なコミュニティ及び力強い島しょ地域の形成
 - 4 陸・海・空を紡ぐ「美ら島交通ネットワーク」の構築
 - 5 固有課題克服のための行財政システムの強化・拡充と地域主体の政策推進

3 今後の検討スケジュール

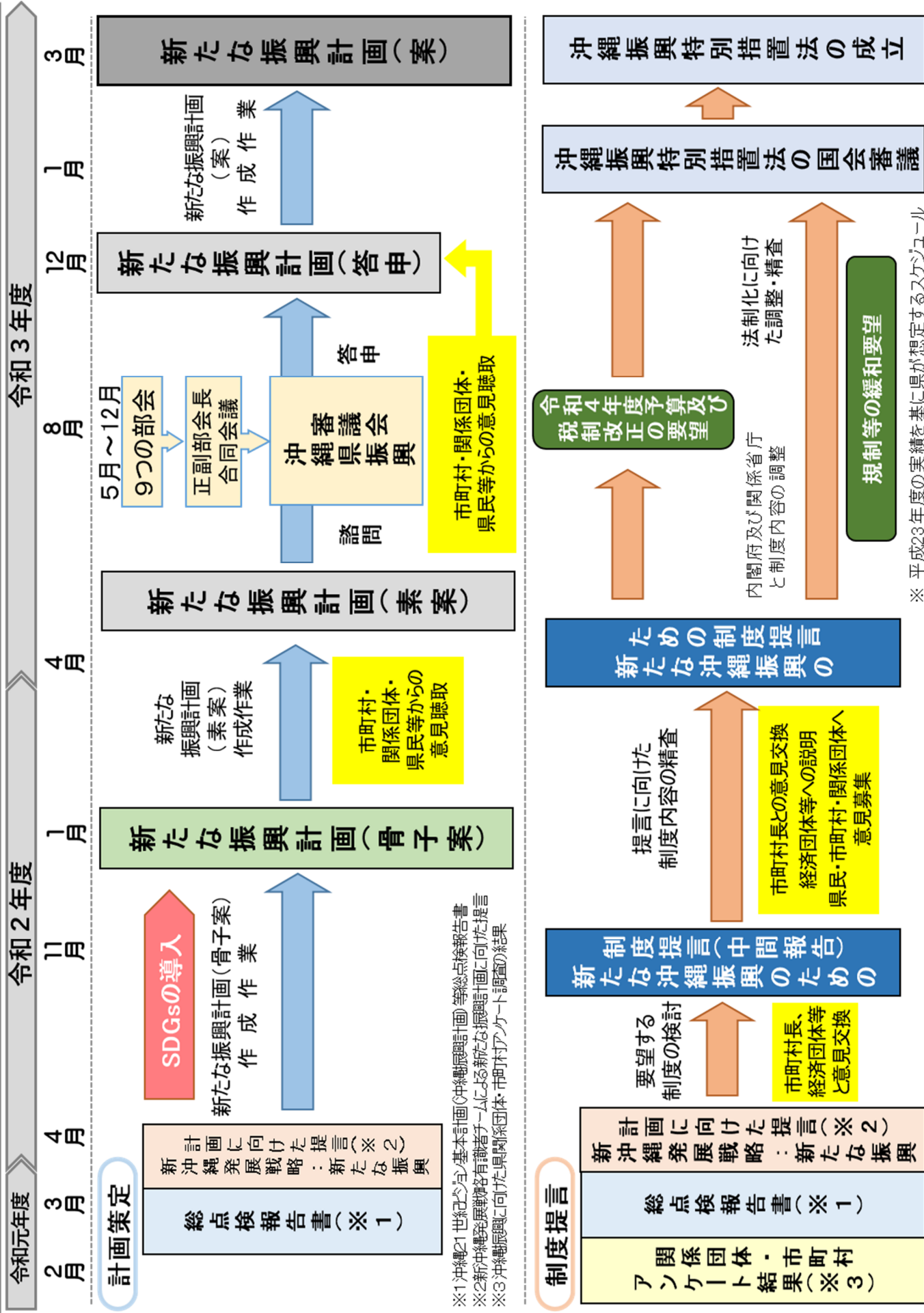
今回取りまとめた制度提言は、令和3年4月に国へ提言することとしている。

その後は、国における現行計画の総点検作業の進捗を勘案しながら、内閣府及び関係省庁との調整を密に図り、沖縄振興特別措置法の改正や令和4年度税制改正へ、今回提言した制度の反映を目指すこととしている。

また、要望する制度の実現に向けては、引き続き、市町村と一丸となるとともに、経済団体等とも連携等を図りながら、あらゆる機会をとらえ、知事を先頭に国へ要望していく。

新たな沖繩振興に向けたスケジュール（予定）

R3年4月時点



将来像	Ⅱ 心豊かで、安全・安心に暮らせる島を目指して
基本施策	(6) 離島における安全・安心の確保と魅力ある生活環境の創出
施策展開	—

提案する制度名 離島活性化推進制度

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	—	—	—

目指すすべきた

- 離島にいながら高い生活水準を享受できる環境づくりを基本方向に、離島における安全・安心な生活の確保とともに、人々が訪れ、住みたくなる魅力ある生活環境の創出を目指す。
- 島々の資源・魅力を生かし、潜在力を引き出す産業振興を推進するとともに、各島の特性を生かした持続可能な産業・雇用の創出と地域経済の好循環を目指す。



制度概要

1. 沖縄の離島が海洋環境の保全等に重要な役割を担っている一方で、厳しい自然的・社会的条件に置かれていることに鑑み、離島市町村(18市町村)が実施する地域の活性化に向けた次の取組に対する国の財政支援(国庫補助率8/10)を創設する。【新規】【財政特例】

- (1) 産業振興に資する事業
- (2) 定住条件整備に資する事業
- (3) その他離島市町村の活性化に資する事業

【沖縄らしいSDGsの優先課題:P1-②、P1-③、P2-④、P2-⑥、P3-⑦、P4-⑨、P5-⑩】

（定住条件の整備）

- 本県は、東西約1,000km、南北約400kmの広大な海域に大小160の島々が点在する海洋島しょ圏である。沖縄の離島は、個性ある伝統文化や豊かな自然環境といった魅力を持っている一方で、離島が持つ遠隔性や狭小性は、生活していく上で様々な「シマチャビ(離島苦)」を生み、人口流出や高齢化の要因となっている。
- このことから、本県では離島における定住条件の整備を図るため、空港・港湾などの交通体系の整備拡充や情報インフラの整備などに取り組んできた。本県では、県民全体で離島地域を支える仕組みを構築するとともに、離島住民が安心して暮らし続けることができるよう、交通、生活環境基盤、教育、医療等の各分野において定住条件の整備を図るため、様々な施策を推進している。
- しかしながら、沖縄本島の人口は、昭和50年から平成27年にかけて約1.4倍に増加する一方、離島地域は一部離島を除き、多くの離島で人口減少が進んでいる。離島の人口減少の背景には、定住の条件となる生活基盤が十分に整っていないことが挙げられることから、引き続き各種生活基盤の整備を進めるとともに、交通基盤の整備や交通ネットワークの充実強化、交通コスト・生活コストの低減等に向けて取り組む必要がある。
- 離島の中でも小規模離島自治体の財政基盤は脆弱な上、水道事業や廃棄物処理などで広域的な対応が困難なことから、高コスト体質となっている。また、人口規模や経済規模が小さいことから、医療、福祉、電力、水道、情報通信などのサービスが十分に受けられない又は割高になるなど、生活環境基盤において本島との格差は依然として残っている。

（産業振興）

- 県内の離島の多くは、経済・行政などの中心から遠く、人口規模や経済規模が小さいといった不利性を抱えている。復帰直後の離島地域は、こうした不利性から社会経済の発展が阻害され、社会基盤や産業基盤の整備が立ち遅れている状況であった。
- こうした離島地域の振興は、昭和47年に策定された沖縄振興開発計画でも重要な柱として位置付けられた。本県では、離島の住民が住み慣れた島で安心して暮らし続けられるよう、離島の魅力を生かした観光の振興や、離島地域の基幹産業である農林水産業の振興等に取り組んできた。
- これにより、離島への観光客数については、平成29年には414万人に達し、昭和58年の98万人から約4倍となった。また、離島の農業生産については、平成30年度のさとうきび生産量が61.6万トン、平成29年の野菜・果樹の生産量が1万4,364トン、平成30年の家畜飼養頭数が5万4,750頭となっている。
- 本県では、離島の持つ活力の維持・向上に向けて、観光リゾート産業、農林水産業等、地域に根ざした産業の総合的・一体的な振興を図ることで、地域経済の活性化、雇用の場の創出、交流人口の増大を目指す取組を進めている。

- 有人無人160の島々から構成される本県は、海洋島しょ圏として我が国南西端に位置し、我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全等に重要な役割を担っており、その役割が十分に発揮されるよう、離島の抱える厳しい諸条件の改善を図る必要がある。
- このためには、離島における安全・安心の確保と魅力ある生活環境の創出に向けて、定住促進、子育て支援の充実、また、移住やワーケーションの促進にも資するインフラ・公共サービスの整備、都市部と同様に業務等が実施できる環境の構築など、離島の不利性克服と持続可能な地域づくり(生活、雇用等)の推進が必要となっている。
- また、離島地域が抱えている不利性(交通・運輸、物流・流通、人材等)の克服とともに、島々の諸条件と生活環境に適合・調和する産業を振興し、高付加価値の創出と島内を含む経済循環の向上にも取り組む必要がある。
- 平成29年に内閣府沖縄担当部局予算に「沖縄離島活性化推進事業費」が創設され、沖縄の離島市町村(18市町村)が実施する産業振興に資する事業や定住条件整備に資する事業に交付されている。令和4年度以降も離島市町村がその活性化に向けた取組を円滑に推進するため、当該事業費を沖縄振興特別措置法の規定に基づく財政支援とする必要がある。

(内閣府沖縄担当部局予算)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
沖縄離島活性化推進事業費	1,080百万円	1,153百万円	1,200百万円	1,480百万円	1,480百万円

担当部課

企画部 企画調整課、地域・離島課

関連する施策展開

- 3-(9)-ア 離島ごとの環境・特性を生かした農林水産業の振興
- 3-(9)-イ 地域資源を活用した特産品の振興
- 3-(9)-ウ 持続可能で高品位な離島観光の振興
- 5-(5)-ア 離島における公平な教育機会の確保と学習環境の充実
- 5-(5)-イ 離島地域の活性化と持続可能な発展を担う多様な人材の育成・確保

将来像	IV 世界に開かれた交流と共生の島を目指して
基本施策	(4) 離島を核とする交流の活性化と定住・関係人口の創出
施策展開	ア 離島・本島間の交流の促進



提案する制度名 離島の旅館業に係る特例措置の拡充

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
○	—	—	○	—

目指すすがた

- 離島における若者等の定住を促進し、地域の活性化を図るため、旅館等の立地を促進し、就業機会の確保と所得の向上を図る。
- また、要件を拡充することにより、従来適用のある比較的大規模な旅館等に加え、小規模な旅館や簡易宿泊所等も本制度の適用を容易とし、これまで適用が少なかった小規模離島においても活性化を図ることが可能となる。

制度概要

1. 離島の地域内において、旅館業の用に供する設備を新增設又は建物及びその附属設備を取得した場合に適用される法人税及び所得税の減価償却の特例の期限を10年間延長する。【拡充】【税制優遇】
2. 1の法人税及び所得税の減価償却の特例の適用対象について、「宿泊施設の宿泊可能人数の拡大を図るための改修」を追加する。【拡充】【税制優遇】
3. 1の法人税及び所得税の減価償却の特例の適用対象となる取得価額について、「1,000万超」から「500万超」へ引き下げる。【拡充】【税制優遇】
4. 地方公共団体が、離島の地域内における旅館業の用に供する設備の新增設をした者の事業に対する事業税、建物又は土地の取得に対する不動産取得税、建物又は土地に対する固定資産税を課税免除した場合において、これらの措置に基づく減収分を地方交付税で補てんする措置を継続する。(沖縄振興特別措置法第94条)【継続】【財政特例】

【沖縄らしいSDGsの優先課題:P2-④】

- 県内離島においては、若年者層の島外流出や高齢化の進行等により地域活力低下が懸念されるなど多くの課題を抱えている。

～ 国内客の離島訪問率 ～

圏域等	平成23年度	平成30年度	上昇・下降
宮古圏域	6.0%	10.2%	↑
八重山圏域	14.4%	15.9%	↑
小規模離島	5.3%	4.8%	↓

- 本措置の活用等により、宮古圏域及び八重山圏域等における入域観光客数は、増加傾向にあるが、小規模離島は低調である。

- 離島地域の自立的発展の先導的役割を担う観光リゾート産業を振興し、就労の場を創出することにより、離島地域の活性化を図る必要がある。
- 具体的には、宿泊施設の立地促進を図るため、本制度を延長するとともに、比較的小規模な旅館等にも適用できるよう適用要件の緩和等を行う必要がある。

担当部課

企画部 地域・離島課

関連する施策展開

3-(9)-ウ 持続可能で高品位な離島観光の振興

根拠法令	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律
	第八章 法令の適用に関する特別措置
	第四節 大蔵省関係

提案する制度名 揮発油税及び地方揮発油税の軽減措置

財政特例	規制緩和	要件緩和	税制優遇	その他
—	—	—	○	—

目指すすがた

- 1人当たり県民所得、完全失業率、世帯消費支出に占めるガソリン代の割合が全国平均程度に達している。

制度概要



1. 沖縄県の区域における一般消費者の生活及び産業経済に及ぼす影響を考慮し、揮発油税及び地方揮発油税の税負担を調整するため講じられている特例措置について、適用期間を10年間延長し、法律施行の日から60年以内とする。【拡充】【税制優遇】

(参考)

沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律《一部抜粋》

(内国消費税等に関する特例)

第80条 沖縄県の区域における一般消費者の生活及び産業経済に及ぼす影響を考慮してその税負担を調整するため、次の各号に掲げる国税については、政令で当該各号に定める措置を定めることができる。

- 三 揮発油税及び地方揮発油税 この法律の施行の日から起算して50年以内に、沖縄県の区域内にある揮発油の製造場又は保税地域から移出され又は引き取られる揮発油に係る揮発油税及び地方揮発油税の軽減に関する措置 ※ 条文中の括弧内部分は省略

沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令《一部抜粋》

(揮発油税及び地方揮発油税の軽減等)

第74条 平成5年12月1日から令和4年5月14日までの間に、沖縄県の区域内にある揮発油の製造場又は保税地域から移出され、又は引き取られる揮発油に係る揮発油税及び地方揮発油税の税率は、租税特別措置法第88条の8第1項の規定にかかわらず、揮発油1キロリットルにつき、揮発油税にあつては4万6千800円に538分の486を乗じて得た金額とし、地方揮発油税にあつては4万6千800円に538分の52を乗じて得た金額とする。

【沖縄らしいSDGsの優先課題: -】

現状・課題

- モノレール以外の鉄軌道がなく、陸上交通の移動手段は専ら自動車に依存しており、家計消費支出に占めるガソリン支出の割合は全国平均の約1.5倍となっている。
- 他方で、一人あたり県民所得は全国平均の約7割と全国最下位にとどまっており、低所得世帯の割合は34.5%(平成29年)、完全失業率3.5%(直近5年平均)といずれも全国一高い状況にある。
- 東西約1,000km、南北約400kmにわたる広大な海域に約160の島々が散在し、本島と離島間の輸送費の負担が大きく、離島における定住条件や産業振興の課題となっている。
- このため、揮発油税及び地方揮発油税(国税)の軽減措置の一部を沖縄県が石油価格調整税(法定外普通税)として課税し、その税収を実質的な財源に石油製品輸送等補助事業を実施し、離島における石油製品の価格安定と円滑な供給を図っている。

必要性

- 本軽減措置及び石油製品輸送等補助事業が廃止となった場合、県内石油製品価格の上昇に伴う経済活動の縮小や雇用の喪失を招く恐れがある。また、離島においては、定住条件の悪化による人口流出の加速化、離島地域の衰退が進む可能性があることから、本軽減措置の継続が必要である。

担当部課

子ども生活福祉部 消費・くらし安全課、企画部 地域・離島課

関連する施策展開

2-(6)-ア 人流・物流・情報流に係るコスト低減

将来像	Ⅳ 世界に開かれた交流と共生の島を目指して
基本施策	(3) 世界の島しょ地域等との国際協力活動と国際的課題への貢献
施策展開	—

制度名	国際協力及び国際交流の推進(沖縄振興特別措置法第86条～第88条)
------------	-----------------------------------

概要	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国、沖縄県、独立行政法人国際協力機構及び独立行政法人国際交流基金が、それぞれの立場で本県の国際協力及び国際交流の推進に努めるよう条項が定められたものであり、相乗的な取り組みにより効果的な施策の推進を図るために設けられたものである。
必要性	<ul style="list-style-type: none"> ■ 沖縄県の国際協力・国際交流については、国や県等による多面的な取り組みにより沖縄の経済及び社会の国際化の進展を推進し、もって沖縄の経済及び社会の発展に寄与することを目指すものであり、これらの条項は引き続き必要である。

担当部課	文化観光スポーツ部 交流推進課
-------------	-----------------

将来像	Ⅲ 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して
基本施策	—
施策展開	—

制度名	地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置(畜産業、水産業若しくは薪炭製造業)(沖縄振興特別措置法第94条)
------------	---

概要	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地方公共団体が、離島の地域内において畜産業、水産業若しくは薪炭製造業を行う個人について、事業税を課さなかった場合又は不均一の課税をした場合において、その減収額について地方交付税により補填する。
必要性	<ul style="list-style-type: none"> ■ 県内離島においては、若年層の島外流出や高齢化の進行、流通面での不利性等により、地域活力低下が懸念されるなどの課題を抱えている。 ■ このため、離島地域の基幹的産業である畜産業や水産業若しくは薪炭製造業について支援することで、地域経済の活性化を図ることに繋がる。

担当部課	企画部 地域・離島課、農林水産部 畜産課、水産課、森林管理課
-------------	--------------------------------